

平成29年度事業報告の概要

1 日本パン工業会における主な活動事項

(1) 輸入小麦の政府売渡制度への対応

当会は、全国小麦粉実需者団体協議会（小麦二次加工の13全国団体で構成、会長は当会の飯島会長）として、平成29年12月に農林水産省食料産業局及び政策統括官付幹部と懇談し、TPP協定が小麦の主要国である米国の離脱により、その効果が大きく縮減されてしまうことのないよう、また、日本とEUのEPA協定に伴うマークアップの引き下げに当たっては、実需者にとって使いやすい柔軟な制度設計とすること等を要望した。

政府輸入小麦売渡価格は、平成29年4月には4.6%（パン用9.2%）、10月にも3.6%（パン用1.7%）の引き上げが行われた。さらに、平成30年4月からは3.5%（パン用3.4%）の引き上げが行われる。

(2) 食品表示制度への対応

総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日閣議決定）で原料原産地表示については、実行可能性を確保しつつ拡大の方向で検討する方針が示され、消費者庁が「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」における検討結果を踏まえ、平成29年3月に加工食品の原料原産地表示に係る食品表示基準の一部改正（案）についてのパブリックコメントを開始した。当会は、改正案では経過措置期間が平成32年3月迄とされたことから、十分な経過措置期間の設定を要請した。平成29年9月1日、加工食品の原料原産地表示制度の変更に関する食品標示基準の一部を改正する内閣府令が公布・施行され、経過措置期間については、施行日から平成34年3月31日迄とされた。当会は、パンの主原料である小麦粉の原料原産地表示の実行可能性について科学的根拠の上に立った検討を行い、小麦粉の原料原産地表示はできない旨を各方面に訴えてきたが、小麦粉等の中間加工原材料については、「国内製造」等の製造地表示を基本とすることになり、事業者が責任を持って表示ができる制度になったことから、新たな表示制度の実施に向けて対応していく必要がある。

(3) 消費税への対応

消費税転嫁対策特別措置法に基づき、日本パン公正取引協議会として平成26年1月に公正取引委員会に消費税転嫁及び表示カルテルの実施届出を行った。以降、消費税転嫁を巡る情報交換等を行うため、消費税転嫁カルテル運営委員会を日本パン公正取引協議会と共同して開催し、課題の解決に取り組んでいるが、消費税の転嫁に伴う問題は生じていない。

(4) 食品安全・生活衛生への対応

① HACCP制度の義務化への対応

厚生労働省は、HACCP制度の義務化に向けて、平成29年3月に「食品等事業者団体による衛生管理計画手引書策定のためのガイダンス」を公表し、個別の食品ごと、あるいは業態ごとに、事業者の実情を踏まえた使いやすい手引書を業界団体に作るよう要請を行った。このため当会は、科学技術委員会の下に基準B手引書策定小委員会（当会会員、全パン連代表、パン技研及び当会事務局）を設けて手引書の作成に取り組むことにした。製パン工程においては、微生物は死滅するのに十分な条件で焼成されるため危害要因とはならず、またパンは製品の種類が多く改廃が頻繁であるため、一般衛生管理を基本とし、必要に応じて重要管理点を設けて管理する基準Bによる対応を図ることとして、数名で運営するリテールベーカーから中規模以上の製パン工場等、すべての製パン事業者が同じ手引書をもとに食品衛生管理ができるように原案を作成し、科学技術委員会の了承を得て、平成30年1月に厚生労働省に提出した。

② 日本食品標準成分表の食パンの数値改定に関する対応

当会が調査した会員各社が製造する食パンの食塩及びミネラル含有量の測定値と日本食品標準成分表の数値が異なることから、文部科学省と協議のうえ、平成29年6月に13社のデータの提供を行った。12月に、当会集計値を基に文部科学省で検討を行った新たな食パンのデータが、日本食品標準成分表2015年版（七訂）追補2017年として公表された。

③ アルミニウムを含有する添加物に関する対応

平成30年3月、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会は、硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムの添加物としての使用基準を1kgにつき0.1g以下でなければならないという規格基準をとりまとめた。当会は、会員各社がアルミニウム不使用の膨張剤への切替えを順次進めてきたが、平成25年に厚生労働省からのアルミニウムを含有する膨張剤の使用量の低減要請を受け、パン及び菓子類も含めて、アルミニウムを含む膨張剤の使用自粛を決定した。また当時、厚生労働省から関係業界に対して基準値案作成のためのデータ提供依頼があり、厚生労働省から関係業界に対して基準値案作成のためのデータ提供依頼があり、当会は既にアルミニウムを含む膨張剤の使用自粛を決定したものの、添加物使用基準を作成するという観点から、使用自粛以前の製品分類別使用量の加重平均値に基づいたデータを提出し、基準値の設定に協力した。

(5) 環境対策に関する対応

① 容器包装リサイクルに関する対応

容器包装リサイクル制度の見直しに向けて、現実的で実効性のある制度の実現を目指して、

(一財)食品産業センター及びプラスチック容器包装リサイクル推進協議会（プラ協）と連携して意見の反映に努めた。

平成28年5月に、産業構造審議会容器包装リサイクルWG・中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合で「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価検討に関する報告書」が取りまとめられ、この報告書に基づき、11月に環境省及び経済産業省の検討会で取りまとめられた「プラスチック製容器包装の再商品化入札制度等の見直しの方向性」により、平成29年度から新しい入札制度が取り入れられることとなり、入札の結果、落札単価が約1割上昇した。このため、平成30年度プラスチック製容器包装の再商品化に係る入札に対して、入札制度の是正・見直しを求める要望書を経済産業省及び環境省に、プラ協は平成29年9月、(一財)食品産業センターは当会を含む39の食品団体の会長・理事長連名で10月に提出した。入札の結果、懸念された大幅な上昇は避けられたものの、平均落札単価はトン当たり109円上昇し、総額では前年比0.9%上昇した。このため、社会コストの適正化と一層の低減に向けた入札制度の運営を求めて、引き続きプラ協を含めて対応策を検討する必要がある。

② 自主行動計画のフォローアップ

地球温暖化防止のための炭酸ガス排出抑制対策、廃棄物の減量化及び食品リサイクル対策に係る環境自主行動計画及び容器包装リサイクル法による容器包装の3R推進に係る自主行動計画のフォローアップ作業を実施した。

平成28年度は、エネルギー消費量総量が微減、原単位も微減し、CO₂排出量及び原単位は前年度より減少した。しかしながら、電力のCO₂排出係数が大幅に上昇していることから、基準年（平成21年度）に比べて原単位で9.8%増となった。物流に係るCO₂の排出量は、前年度より総量は減少したが、売上高減が影響し、原単位では91.7%と過去最高の削減となった前年とほぼ同等の実績となり、基準年比の削減目標を達成した。廃棄物対策としては、食品廃棄物の再資源化率は前年度と同じ、非食品廃棄物は4ポイント増、総廃棄物の再資源化率は1ポイント増の90%となり、目標を大きく上回る実績を達成した。

また、平成28年度のプラスチック容器包装の生産高原単位排出量は前年度より減少し、基準年比21%減と目標値（16%削減）を高い水準で上回る削減率となった。

③ 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業に関する対応

食品産業において、地球温暖化防止・省エネルギーへの自主的な取組みを促進することを目的に、農林水産省の委託事業を受けた(一社)日本有機資源協会からの依頼を受け、当会会員企業に対して現地調査及びアンケート調査協力を行った。その結果に基づき業界全体の取組の促進につなげるための省エネルギー促進研修会が開催された。

(6) 物流改善に関する対応

物流改善等委員会と幹事会を原則として交互に隔月で開催し、共同配送管理会社の収支状況の報告と併せて、チェーン共配の展開によって生じた空洞化への対応、物流におけるCO₂排出削減対策、大災害等緊急時の危機管理対応体制、働き方改革による残業規制への対応等の課題解決に努めた。

また、実務者会議を毎月開催し、環境問題、ドライバー不足問題等に関する情報交換を行うと共に、具体的な課題解決を検討し、幹事会に提案した。

(7) 緊急食料支援に関する対応

平成28年8月に飯島会長と食料産業局長との間で締結した「災害時における応援に関する協定書」による会員各社及び関連会社の緊急通行車両の事前届出を進めてきたが、これが完了したことから、災害発生時には迅速に確認標章及び確認証明書の交付を受けることができるようになった。

(8) 労働安全対策に関する対応

労務研究会において、労働災害発生状況及び熱中症被害発生状況と防止対策の取組状況を確認し、情報交換と情報共有により、各社が労働災害発生防止対策を強化・更新することに努めた。また、厚生労働省からの熱中症予防対策の取組依頼、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請、安全衛生対策の推進についての取組依頼、経済産業省からの一酸化炭素中毒事故の防止についての注意喚起等について、会員に周知し改善に努めた。

2 パン食の普及啓発活動

パン食普及協議会（会長は当会の細貝副会長）の平成29年度のPR事業としては、㊦パン食の普及啓発のための地域広報活動助成事業として、全パン連傘下の各都道府県組合が実施する料理教室等の活動の助成、㊧パンに関するホームページ「おいしいパン.net」及び「パンのはなし」の運営、㊨2017全日本パンフェスティバル（全パン連、パン食普及協議会共催、12月9日、東京国際フォーラム地下2階ホール）の開催、㊩京都新聞社主催の京都パンフェスティバルin上賀茂神社の協賛を行った。

全日本パンフェスティバルには、当会ブースにて㈱神戸屋、敷島製パン㈱、第一屋製パン㈱、フジパン㈱、山崎製パン㈱の5社が出展し、製品展示やディスプレイによるPRを実施し、多くの来場者が訪れた。

3 関連団体との連携による業務の推進等

(1) 平成27年に、国産小麦による食料自給率向上と更なるパン産業の発展・振興を図る目的で設立されたパン産業振興議員連盟（会長：中曽根弘文参議院議員、幹事長：渡海紀三

朗衆議院議員)は、自由民主党の衆議院議員84名、参議院議員30名が参加し、活動している。当会は、パン産業振興議員連盟と連携して、製パン業界における問題・課題の解決に当たることとしている。

(2) 日本パン公正取引協議会の活動に対し、毎月、同協議会専門部会に合わせて当会科学技術委員会を開催したほか、平成29年9月に仙台及び翌年2月に東京で開催された包装食パンの表示検査会に協力した。更に、消費税の転嫁及び表示カルテルの円滑な運営に一体となって取り組んだ。

(3) 全国小麦粉実需者団体協議会において、小麦二次加工製品の需要拡大、原材料価格の安定、政府小麦売渡制度の円滑な運用等についての関係行政機関への要請、関係団体との連絡協調等に努めた。

(4) (一財)食品産業センターを通じ、食品業界に関連する諸問題についての意見交換、情報交換、関係行政機関に対する要請等の対応措置を講じた。

(5) (一社)日本パン技術研究所に、当会科学技術委員会及び日本パン公正取引協議会専門部会のメンバーとして参画いただくとともに、同研究所の事業の運営に協力した。

(6) 全国パン厚生年金基金及びパン企業年金基金の運営の健全化に努めた。なお、当基金は平成28年10月1日付けで厚生労働大臣の解散認可を得て、清算業務を実施中である。また、同日に後継となるパン企業年金基金が発足した。

(7) (公財)日本容器包装リサイクル協会及びプラスチック容器包装リサイクル協議会に参画し、容器包装リサイクル制度の見直しに向けた検討、制度の普及啓発活動に関する情報提供等を行った。

(8) 製パン原料の小麦の供給国であるアメリカ合衆国小麦連合会、レーズン等の供給国であるカリフォルニア・レーズン協会等との交流及び情報入手に努めた。なお、平成29年8月29日から9月3日まで、アメリカ合衆国小麦連合会の招待による訪米ミッション(株)神戸屋、敷島製パン(株)、フジパン(株)、山崎製パン(株)を派遣した。